

軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請

平成22年分農業用免税証の交付申請を、次のとおり受け付けます。

▼期日（お住まいの地域ごとに指定します）

1月13日（水） 上三川地区

1月14日（木） 本郷地区

1月15日（金） 明治地区

▼時間

午前の部：午前9時30分～

午前11時

午後の部：午後1時～午後3時

▼場所

役場3階 大会議室

▼持参するもの

（1）継続申請者（免税軽油使用者証・印かん・免税軽油の引取り等に係る報告書（軽油購入の納品書等を添付。添付がない場合受け付けできません。）・農業委員会の発行する耕作証明書（耕作面積に変更がある場合のみ））

（2）更新申請者（平成22年12月30日までに免税軽油使用者証の有効期間が満了になる方） 旧免税軽油使用者証・印かん・免税軽油の引取り等に

係る報告書（軽油購入の納品書等を添付。添付がない場合受け付けできません。）

せん。・農業委員会の発行する耕作証明書 栃木県収入証紙代 420円

（3）新規申請者（印かん・農業委員会の発行する耕作証明書 栃木県収入証紙代 420円）

（4）新たに農作業受託分の申請を行う方（農作業受託とは、農作業受委託契約により機械を使用する農作業のすべてを受託し、委託者に代わって現実に農作業を行うことを言います。作業の一部のみ受託している場合は該当しません。）

今回新たに農作業受託分の申請を行う方は、上記（1）～（3）に加えて

- ・耕作（農作業受委託）証明願
- ・農作業受委託契約書（水田経営所得安定対策用または一般用）の写しが必要になります。詳しくは事前に宇都宮県税事務所までお問い合わせください。

（5）その他（前年度の申請内容に変更のある方や新規申請の方については、作付内容や使用機械をお聞きします。）

▼免税証の交付

前年度の申請内容に変更のない方
↓ 申請日に即日交付します。
前年度の申請内容に変更のある方

↓ 別途指定します。
新規申請の方

↓ 別途指定します。

▼その他（次のいずれかに該当する方は免税軽油使用者証・免税証の交付を受けることはできませんので、ご注意ください。）

ア・地方税に関する法令の規定に違反し、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じられ、2年を経過していない方

イ・国税又は地方税の滞納処分を受け、2年を経過していない方

ウ・免税軽油の引取り等に係る報告書を提出していない方

エ・上記の他、軽油引取税の取り締まり又は保全上特に不相当と知事が認める方

※耕作証明書の発行を代理人に依頼する場合は、委任状が必要となります。

▼問い合わせ先（農業委員会事務局）

☎ 9166

栃木県宇都宮県税事務所
軽油引取税調査担当

☎ 0288(6)26(3)023

平成21年度上三川町自治功労表彰



11月2日、平成21年度自治功労者表彰式が役場大会議室で行われました。

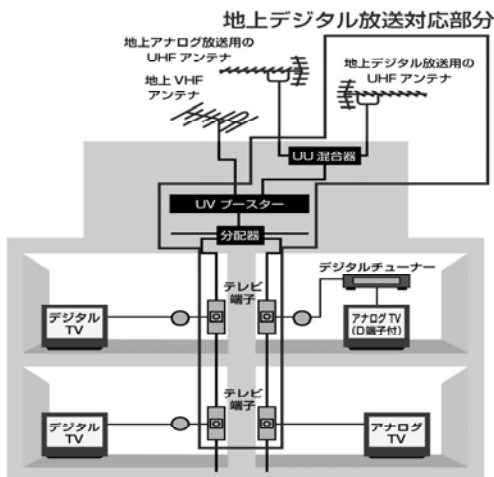
この表彰式は、上三川町表彰条例に基づき、町のために特に功労があった個人又は団体を表彰するため、毎年行われています。

功 績	氏 名(敬称略)	功 績	氏 名(敬称略)
産業功労	塩谷 和美	自治功労	遠井 泰明
産業功労	黒須 英雄	消防功労	稲葉 長広
産業功労	古口 優	消防功労	高山 修
福祉功労	藤田 啓一	消防功労	田代 勝
福祉功労	佐藤 忠		

アパート・マンション等の「オーナー様」、「管理組合様」へ 共同受信施設のデジタル化対応が必要です お急ぎください! 助成金の申請受付は、2010年1月15日まで!

アパートやマンションなど共同住宅の共同受信施設(共聴施設)をデジタル化対応する際、
**経費負担が過重となる(世帯あたりの経費が3.5万円超)場合に
国の助成を受けることができます。**

共聴施設を デジタル化対応に改修する場合



(助成額の例) 最大で1/2の助成となります。

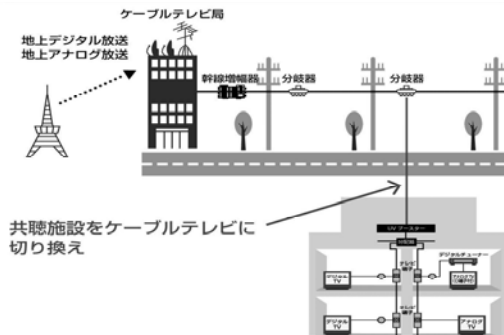
加入する世帯あたりの負担	視聴者側負担額	助成額
3.5万円の場合	35,000円	0円
5万円の場合	35,000円	15,000円
7万円の場合	35,000円	35,000円
10万円の場合	50,000円	50,000円

詳細は、以下のホームページまたは助成金相談窓口にご連絡ください。
<http://digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/housing/>

助成金制度に関するお問い合わせ先

総務省 テレビ受信者支援センター
助成金相談窓口
電話 0570-093-724
(平日 9:00~18:00)
*IP電話等、ナビダイヤルがつかない方は、
03-5623-3121で、お受けしております。
<http://digisuppo.jp/>

共聴施設をケーブルテレビに切り換えて デジタル化対応に改修する場合



<ケーブルテレビに切り換える場合の主な条件>

- ・共聴施設を「改修」する場合より、ケーブルテレビに切り換えた方が安価な場合に限られます。
- ・助成対象となる経費には、ケーブルテレビへの加入金と工事費は含まれますが、毎月の利用料は含まれません。

- ・世帯あたりの負担額が3.5万円以下の場合には対象外です。
- ・ケーブルテレビに加入して地上アナログ放送を視聴している場合、デジタル化工事は助成対象外です。

地上デジタル放送に関するお問い合わせ先

総務省 地デジコールセンター
電話 0570-07-0101
(平日 9:00~21:00、土・日・祝日 9:00~18:00)
*IP電話等、ナビダイヤルがつかない方は、
03-4334-1111で、お受けしております。

官民協働で「くらしの便利帳」を発行します!

町では、役場窓口での各種手続きや公共施設案内などの行政情報を紹介する「くらしの便利帳」を官民協働事業として、行政情報誌発行に豊富な実績とノウハウを持つ株式会社サイネックスと連携し、平成22年6月の発行を目指し準備を進めています。

この事業は、町が行政情報を提供し、同社が便利帳に掲載する広告の販売収入によって、冊子の編集・印刷などにかかる経費をまかないます。

13,000部作成し、3年間の保存版となる予定で、町内全世帯へ無料配布するとともに、転入者にも提供します。

▼問い合わせ先=企画課 情報広報係 ☎(56) 9117

広告の募集に際し、同社が各事業所を訪問しますので、ご協力をお願いします。

▼広告に関する問い合わせ先=株式会社サイネックス 栃木支店 ☎028(632)9711

